

初期契約解除制度の案内

別紙

本契約により締結した一般放送サービスは、初期契約解除制度の対象です。

1. 本書面をお客さまが受領した日、もしくは工事完了日のいずれか遅い日から起算して8日を経過するまでの間、書面により本契約の解除を行うことが出来ます。この効力は書面を発送した時に生じます。
2. この場合、お客さまは、①損害賠償もしくは違約金その他金銭等を請求されることはありません。②ただし、本契約の解除までの期間において提供を受けた一般放送サービスの料金、事務手数料及び既に工事が実施された場合の工事費は請求されます。この場合における②の金額は、当該契約に係るサービス提供約款に記載された金額となります。③また、契約に関連して弊社が金銭等を受領している際には当該金銭等(上記②で請求する料金等を除く。)をお客さまに返還いたします。
3. 事業者が初期契約解除制度について不実のことを告げたことによりお客さまが告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、本契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から8日を経過するまでの間であれば契約を解除することができます。
4. 【本件についてのお問い合わせ先・書面を送付いただく宛先】
〒763-0066 香川県丸亀市天満町1-12-18
中讃ケーブルビジョン株式会社
電話0120-088-788 携帯・PHS(有料)からは 0877-24-6110
(受付時間: 平日9:00~18:00、日祝: 9:00~17:30)
ウェブページ: <http://www.cvc.co.jp/contact>

<書面による解除の記載例>

<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin-bottom: 10px;"></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"><div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">●ご住所 ●ご契約者名 ●お電話番号</div><div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">中讃ケーブルビジョン株式会社</div><div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">香川県丸亀市天満町一丁目12-18</div></div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"><div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</div><div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</div><div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</div><div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</div><div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</div><div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</div><div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</div></div>	<p>契約書面受領日 平成○年○月○日</p> <p>①契約者番号 ○○○ ②○○サービス ③サービス利用基本料</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">上記契約を解除します。</p>
--	--

■ お問い合わせ・お申込みはこちらまで ■

cvc 中讃テレビ

本社 香川県丸亀市天満町1丁目12番18号 営業時間/9:00~18:00(日曜・祝日/9:00~17:30受付のみ)

<http://www.cvc.co.jp/>



0120-088-788



携帯・PHS
(有料)

0877-24-6110



0877-24-3100